



なんでやねん

発行責任者 倉橋 忠



No.33

知っておこう 最低賃金法

最近、働く人の無知(知らないこと)を利用して、法律(最低賃金法)の定めに従わな
いて、安い給料(賃金)で労働者を働かせている事業所が多くなっていることが話
題になっている(2ページの新聞記事を参照すること)。

労働条件の中で、賃金と労働時間は特に大切なものだ。自分の暮らしを守るため
に、労働基準法や最低賃金法という法律があることくらいは覚えておこう。

【最低賃金制度とは】

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低
限度を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を支払
わなければならないとする制度である。

仮に最低賃金額より低い賃金の労働契約を労働者、使用
者双方の合意の上で定めても、法律によって無効とされ、
最低賃金額と同額の定めをしたものとみなされる(最低賃
金法第4条第2項)。したがって、最低賃金未満の賃金しか
支払わなかった場合には、雇い主は、労働者に最低賃金額との差額を支払わなくては
ならない。なお、最低賃金は、時間給で定められている。

労働基準監督署は、最低賃金が守
られているかどうかを監督している。

なお、地域別最低賃金額以上の賃金
額を支払わない場合には、最低賃金法
に罰則(50万円以下の罰金)が定めら
れている。

最低賃金は毎年、10月頃に見直さ
れ、改訂される。自分が働いたり、人
を雇う場合は、その年の最低賃金を必
ず確認することが大切である。

最低賃金法

② 最低賃金の適用を受ける労働者と使用者との間
の労働契約で最低賃金に達しない賃金を定めるも
のは、その部分については無効とする。この場合
において、無効となった部分は、最低賃金と同様
の定をしたものとみなす。

④ 使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対
し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければ
ならない。

令和元年度地域別最低賃金改定状況 (2019年10月)

都道府県名	最低賃金時間額【円】	発効年月日
北海道	861 (835)	令和元年10月3日
青森	790 (762)	令和元年10月4日
岩手	790 (762)	令和元年10月4日
東京	1,013 (985)	令和元年10月1日
神奈川	1,011 (983)	令和元年10月1日
滋賀	866 (839)	令和元年10月3日
京都	909 (882)	令和元年10月1日
大阪	964 (936)	令和元年10月1日
兵庫	899 (871)	令和元年10月1日
奈良	837 (811)	令和元年10月5日
和歌山	830 (803)	令和元年10月1日
全国加重平均額	901 (874)	—

(括弧書きは、平成30年度地域別最低賃金)

※資料出所：厚生労働省hp「地域別最低賃金の全国一覧」より。
近畿地方と他地方とを比較しやすいように表の一部を
意図が削除して編集した。

種にかかわらず、都道府県内の
事業場で働くすべての労働者
とその使用者に対して適用される
最低賃金が、各都道府県別に定め
られている。

この地域別最低賃金は、アルバイトで働く高校生や大学生にも保障されていることを忘れてはならない。最近では、高校生などの無知を利用して最低賃金を守らない雇用者が多いことが問題になっている。

ただし、業種によっては、地域別最低賃金よりも高い最低賃金が定められている。具体的な詳しい内容は、各都道府県の労働局ろうどうきょくのホームページで確認できるようになっている。働く場所の都道府県の労働局のホームページで確認することが大切だ。

最低賃金 高校生アンケート

高校生の皆さん、給与が最低賃金を下回った場合は労働者を使用した者に差額を請求できることを知っていますか？

――毎日新聞が全国の19高校の生徒にアンケートしたところ、約6割が知らないと答えて、最低賃金が毎年秋に改定されることも7割以上が知らなかった。厚生労働省調査（2015～16年）でアルバイト経験のある高校

差額請求権「知らず」6割

生は46%に上るが、最低賃金制度の知識がないまま働く若者が多い実態が浮かんた。

昨年9～11月、今年度のNIE（教育に新聞を）実践指定校から定時制を含む19校を選んで調査した。所在地は、北海道▽岩手▽栃木▽埼玉▽千葉▽東京▽神奈川▽新潟▽愛知▽三重▽滋賀▽京都▽大阪▽兵庫▽広島▽愛媛▽福岡▽熊本。1／

最低賃金に対する高校生の認識

■全体 □アルバイト経験者



※毎日新聞のアンケートに19高校1268人が回答。アルバイト経験者は472人

ると、それぞれ92%と77%に高まった。

ところが、制度の詳細を問うと、認知度は低下。給与が最低賃金を下回った場合に差額を請求できることは64%、金額が毎年秋に改定されていることは76%が「知らない」と答えた。バイト経験者でもそれぞれ55%と57%が知らなかった。

バイト経験者で給与と最低賃金の額を比べたことがある人は44%にとどまり、勤務地の最低賃金額を2割が知らなかった。また、パ

イト経験者の3%は「最低賃金未滿の給与で働いたことがある」と答えた。研修中や見習い期間を理由に正規の時給より低くされたという回答もあったが、最低賃金法はこうを除いて禁じている。

岩手の女子生徒（3年）は「最低賃金が695円なのに時給は615円だった」、京都の女子生徒（2年）は「時給700円と言われて安いと思ったが、初めてのバイトだったので納得していた」と

回答した。

【小林慎、原田啓之】

バイトも労働者

本田由紀・東京大教授（教育社会学）の話

高校生バイトは生徒であり、労働者でもある。こうした二重の立場を教材とし、リアルな形で労働法を教えるべく、知識を丸のみさせるだけでは、すぐに忘れられてしまう。労働法は働き手にとって切実なものであること、職場でおかしなことがあれば専門機関にどんどん相談して構わないことを伝えることが必要だ。

無知につけ込む安バイト

高校生の皆さん、給与が最低賃金を下回った場合は労働者が使用者に差額を請求できる

生は46%に上るが、最低賃金制度の知識がないまま働く若者が多い実態が浮かんた。

4年生1268人(男
561人、女707人)
から回答を得た。この
うち、472人にバイ

ト経験があった。
最低賃金制度の認識を問うと、79%が「知っている」と回答。金額が都道府県ごとに決められていることを知っているのは59%だった。バイト経験者に限

るところ、それぞれ92%と77%に高まった。

ところが、制度の詳細を問うと、認知度は低下。給与が最低賃金を下回った場合に差額を請求できることは64%、金額が毎年秋に改

で働いたことがある」と答えた。研修中や昇習い期間を理由に正規の時給より低くされたという回答もあったが、最低賃金法はこ

【小林慎、原田啓之】
バイトも労働者